

環境汚染のおそれがある化学物質

適用範囲

本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、化学廃棄物の管理に関する一般注意事項を示す。さらに、十分な管理によって環境汚染を許容値以下に抑えるために従わなければならない重要事項も示す。E シリーズには、化学物質による大気汚染や水質汚染に関する注意事項が記載されている作業指針シートもある。国ごとに、行政機関（環境部門）が化学物質廃棄物を廃棄するための規則と書面監査手順を示しているはずである。詳細は、そちらに尋ねること。化学物質によっては、環境汚染につながる他に、引火性、腐食性、または毒性などがあるので、環境を経由した人への化学物質被害を防止する必要がある。

廃棄物の種類

固形廃棄物

- 金属の削りくず、木くず、スラグなどの固形廃棄物はリサイクル可能である。この種の廃棄物は蓋のないごみ箱などに入れてよい。ただし、雨水に曝されたり風が当たったりしないように注意すること。フライアッシュとボイラーアッシュはダイオキシンで汚染されている可能性があるので、リサイクルしないこと。
- その他の固形廃棄物に関しては、ドラム缶または蓋付きのごみ箱に入れて密封し、ラベルを貼ること。

スラッジ

- スラッジは、重金属、殺虫剤、溶剤などで汚染されている可能性が高いので、リサイクルには適さない。専用のタンクローリを使って、スラッジを回収すべきである。それが不可能な場合は、手作業でスラッジ溜めからスラッジを掘り出して、ラベルを貼ったドラム缶に入れて密閉すること。

廃液

- 炭化水素溶液と引火性溶剤は、蒸留によってリサイクルするか、焼却するか、または、たとえば、セメントを作るときに燃料として利用する。塩素化炭化水素は焼却しないこと。酸溶液、アルカリ溶液、および金属塩に関しては、ドラム缶またはタンクに密封して、専門業者に処理を依頼すること。

粒状廃棄物

- ドラム缶くず、割れたガラス、ペレットなどの粒状廃棄物は、汚染除去後に一般廃棄物として廃棄する。

一般注意事項

- 固形廃棄物、スラッジ、および廃液は、特殊廃棄物として廃棄すること。
- 廃棄物を不法投棄しないこと。
- 各国の環境行政機関に廃棄物の分別方法と廃棄方法を確認すること。
- 廃棄物にラベルを貼って、公認の廃棄物処理業者に廃棄を依頼すること。
- 化学物質用のドラム缶は、食品容器、および水容器として再利用しないこと。
- 異なる種類の廃棄物を混ぜないこと（例：酸化剤と溶剤、塩化溶剤とケトン／金属片／アルカリ）。
- ごみの容器が適切か確認すること。たとえば、金属缶は酸に犯される。
- 金属ドラム缶をごみ容器として使うために火炎式または機械式のカッターで切る場合は、水を満たした状態で行うこと。
- 廃棄物は引火性、腐食性、または毒性の可能性があるので、保護具を着用すること。廃棄物が皮膚に付いたら、直ちに洗い流すこと。